

総社市中小企業者等 物価高騰対策重点支援金

申請の手引き (令和8年4月14日版)

申請期間

令和8年5月1日～令和8年8月31日

※申請書類に不備があると、支援金のお振込みにお時間を頂くことになります。
提出にあたっては、**必ず事前に**本手引きやリーフレット、よくあるご質問を
ご確認ください。

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号

総社市重点支援交付金対策室

TEL:0866-92-8246 MAIL:jutenshien@city.soja.okayama.jp

1 目的

物価高騰等の影響により、厳しい経営環境にある市内の中小企業者等に対し、事業全般に広く使える支援金を支給し、事業の継続を支援することを目的としています。

※この支援金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

2 対象者

次の【要件1から3】をすべて満たす事業者が対象となります。

【要件1】 中小企業者等であること

令和8年4月1日時点で事業を営んでおり、「資本金の額」又は「常時使用する従業員数」が下表の基準以下の事業者で、

- ①市内に事業所(※)がある会社
- ②市内に事業所(※)がある医療法人、社会福祉法人等
- ③市内に事業所(※)がある特定非営利活動法人(法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)を行っていること)
- ④市内に事業所(※)がある個人事業主(市外在住者を含む)
- ⑤市内に住所(住民票)がある個人事業主(総社市が所得税の納税地であるもの)

※事業所の所在地について、①、②、③の場合は法人税確定申告書類の「納税地」、④の場合は確定申告書類の「事業所所在地」をもって確認します。これらの書類で確認できない場合は、事業所が総社市にあることが確認できる書類(開業届、営業許可証、賃貸借契約書、公的機関からの郵便物の写し等)を別途提出していただきます。

※【要件3】⑦に該当する場合、対象となりません。

主たる業種の種類	中小企業者		うち小規模事業者
	資本金の額	常時使用する従業員数	常時使用する従業員数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	21人以上300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	6人以上100人以下	5人以下
③サービス業	5千万円以下	6人以上100人以下	
④小売業	5千万円以下	6人以上50人以下	

(中小企業基本法第2条第1項及び第5項(小規模企業者は小規模事業者と読替)の規定による)

※常時使用する従業員とは

労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。パート、アルバイト、契約社員、非正規職員等は、当該条文をもとに個別に判断します。

ただし、日雇い、2カ月以内の有期雇用(季節的業務は4カ月以内)、試用期間中の人は含まれません。また、会社役員(従業員との兼務者を除く)、個人事業主及び個人事業主と生計を一にする専従者も、予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、含まれません。

※②卸売業、③サービス業、④小売業について

以下の業種が「②卸売業」、「③サービス業」、「④小売業」です。それ以外は、原則として「①製造業、建設業、運送業その他の業種」へ分類されます。

※医療法人・社会福祉法人・学校法人・財団法人・社団法人・特定非営利活動法人(NPO法人)については「①製造業、建設業、運送業その他の業種」に分類します。

② 卸売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
③ サービス業	放送業、情報サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、生活関連サービス業(旅行業は除く)、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)
④ 小売業	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業

※個人事業主とは

事業を行う個人であって、1年の収入の半分以上が「事業収入」である方をいいます。つまり、給与、年金、不動産等の収入の合計が1年の収入の半分を超えない方となります。「事業収入」は、確定申告書第一表中「収入額等」の欄の原則「㊦営業等、㊧農業」の項目に該当する収入を指します。年の途中で開業する等、1年の収入割合では判断できない場合は、市へご相談ください。

※本支援金の対象となる法人は、会社法上の会社と一部法人となります。協同組合等の組合(企業組合、協業組合を除く)等は対象となりませんのでご注意ください。

【要件2】 今後も総社市内で事業を継続する意思があること

本支援金は、申請に係る事業を今後も継続する意思がある方が対象となります。
申請書に誓約事項がありますので、ご確認ください。

【要件3】 以下のいずれにも該当しないこと

- ① 協同組合等の組合(企業組合、協業組合を除く)
- ② 政治団体
- ③ 宗教上の組織又は団体
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業等を行うもの
- ⑤ みなし大企業
- ⑥ 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの(申請書に誓約事項があります)
- ⑦ 総社市が実施する下記支援金の支給対象となる事業を主たる事業として行っている事業者
ア) 医療機関等物価高騰対策重点支援金 イ) 障がい福祉施設等物価高騰対策重点支援金
ウ) 介護施設等物価高騰対策重点支援金 エ) 放課後児童クラブ施設物価高騰対策重点支援金
オ) 保育施設物価高騰対策重点支援金
※ア～オの支給対象となる事業以外の事業を営んでいれば対象となる場合があります
- ⑧ その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

3 支給額

法人(従業員数50人以上)	30 万円
法人(従業員数1～49人)	20 万円
個人事業主	10 万円

※従業員数とは、令和8年4月1日時点における雇用保険の被保険者数の数です。(市内の事業所に勤務(常駐)するものに限る)

※支援金の支給は、**同一事業者(1個人、1法人)につき1回限り**となります。

※法人の代表者が、個人事業主として別の事業を行っている場合や、別の法人の代表者となっている場合は、それぞれ申請が可能です。個人事業主として複数の事業を行っている場合は、1個人につき1回のみ申請となります。

4 申請から支給まで(申請手続き)

受付期間

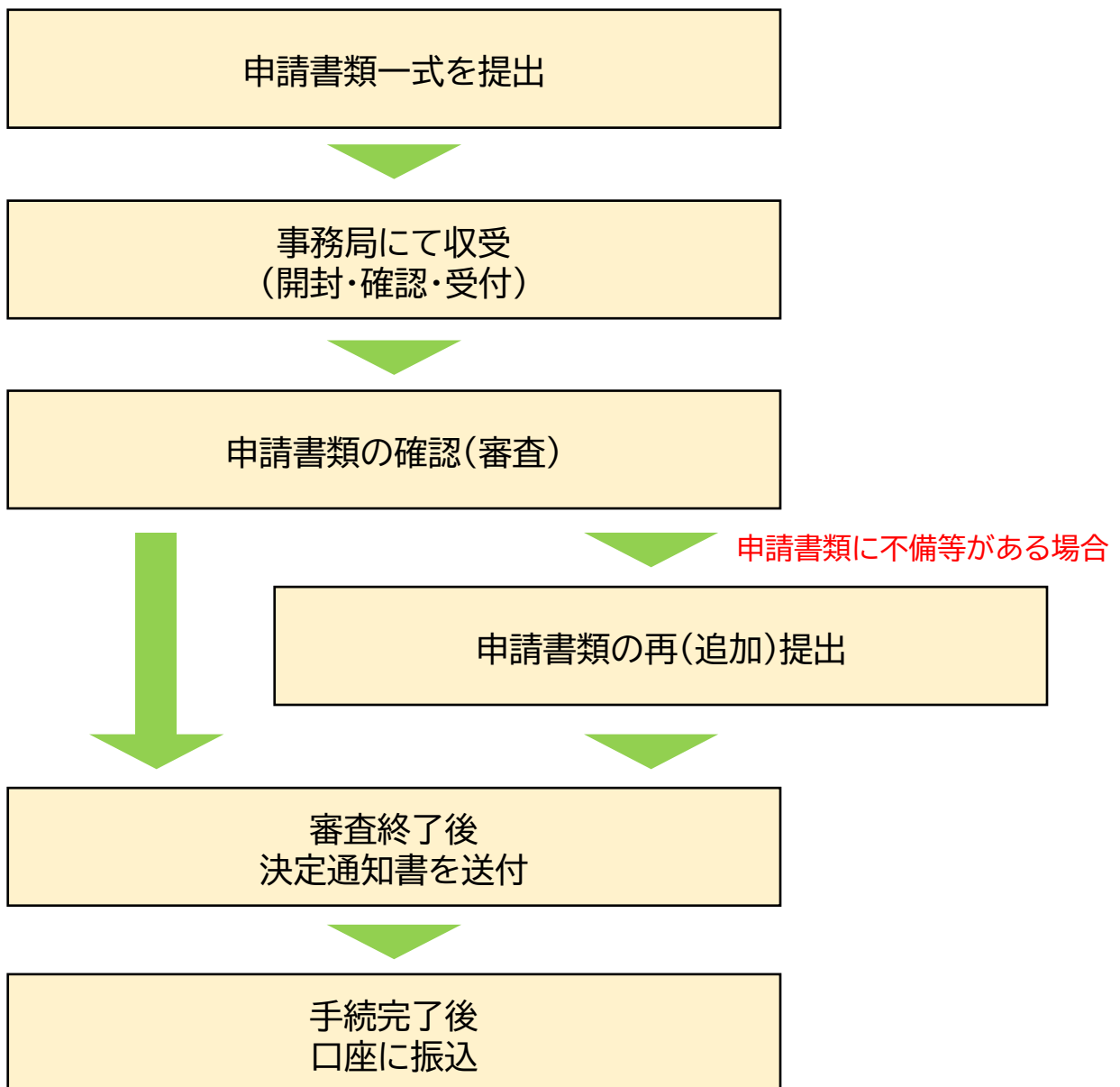
令和8年5月1日(金)から8月31日(月)まで

※郵送の場合は、当日消印有効

※締切日時時点で申請の不備等がある場合は、支援金が支払われない場合があります。

申請は余裕をもって行うとともに、不備がないか提出前に必ずご確認ください。

支給までの流れ



※申請書受付後、3週間程度で支給決定通知書を郵送し、指定の口座に振り込みます。

※書類に不備がある等、審査内容によっては支払いまでに時間を要する場合がありますので
ご注意ください。

【申請書】

市役所(重点支援交付金対策室)、総社商工会議所、総社吉備路商工会等で配布しています。
また、総社市のホームページからもダウンロードできます。

総社市中小企業者等物価高騰対策重点支援金



【添付書類】

必要事項を記載した申請書に加えて、次の確認書類が必要となります。

法人の場合	
① 前事業年度の確定申告書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 法人税確定申告書別表第一(1枚目) ◆ 法人事業概況説明書(両面)
② 法人名義の口座通帳等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 通帳のおもて面と通帳を開いた1、2ページ目の写し ※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人を確認します。 ※電子通帳の場合は、通帳画面の画像を提出してください。 ※当座預金で通帳がない場合は、金融機関が発行する上記確認事項が掲載されたものを提出してください。
③ 事業所が総社市内にあることが分かるもの	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 以下のいずれか1つの写し 開業届、営業許可書、賃貸借契約書、公的機関からの郵便物、登記事項証明書、定款等 ※①の書類等の写しで事業所の所在地が総社市内にあることが確認できない場合に必要です。
④ 従業員数が50人以上であることがわかるもの	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 以下のいずれか(従業員50人分)の写し ・総社市内に勤務(常駐)する従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ・ハローワークで請求できる「適用事業所台帳異動状況」、「適用事業所別被保険者台帳」 ※従業員数50人以上で申請する場合のみ必要です。
⑤ 総社市内に従業員が勤務(常駐)することがわかるもの	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内の従業員の労働条件通知書、労働者名簿(賃金台帳)等の写し ※総社市外に事業所がある場合に必要です。 ※従業員数50人以上で申請の場合は50人分、50人未満の場合は1人分

個人事業主の場合

<p>① 令和7年分の確定申告書等の写し</p>	<p>◆青色申告を行っている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年分の確定申告書第一表 ・令和7年分の所得税青色申告決算書(1・2ページ) <p>◆白色申告を行っている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年分の確定申告書第一表 ・令和7年分の収支内訳書 <p>◆確定申告の義務がない方の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度市民税・県民税申告書
<p>② 申請者名義の口座通帳の写し</p>	<p>◆通帳のおもて面と通帳を開いた1、2ページ目の写し</p> <p>※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人を確認します。</p> <p>※電子通帳の場合は、通帳画面の画像を提出してください。</p> <p>※当座預金で通帳がない場合は、金融機関が発行する上記確認事項が掲載されたものを提出してください。</p>
<p>③ 本人確認書類の写し</p>	<p>◆ Aの中から1点 又は Bの中から2点</p> <p>※いずれも申請日時点で有効であり、申請者住所と同一であることが確認できるもの</p> <p>A【1点で確認できる書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証(両面) ・パスポート(顔写真のページ) ・マイナンバーカード(おもて面) ・在留カード ・特別永住者証明書 ・官公署が発行し本人の顔写真が添付された免許証または許可証 <p>B【2点で確認できる書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種健康保険資格確認書(健康保険、国民健康保険等) ・各種年金証書(国民年金証書、厚生年金証書、共済年金証書等) ・国民年金手帳 ・基礎年金番号通知書 ・介護保険被保険者証 ・申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書
<p>④ 事業実態が確認できるものの写し</p>	<p>◆ 以下のいずれか1つの写し</p> <p>開業届、営業許可書、賃貸借契約書、公的機関からの郵便物、登記事項証明書、定款等 ※住所と事業所所在地が同一であり申請書に屋号の記載がない場合等、事業実態が上記書類で確認できない場合に必要です。</p>

確定申告書類の提出にあたっての注意事項(法人・個人事業主共通)

必ず申告済のもの(以下のいずれか)をご用意ください。

【総社市の申告会場で申告された場合】

- 申告書の控え

【総社市の申告会場以外で申告された場合】

- e-Taxの場合は、税務署で申告した「電子申告日時」が印字された確定申告書の控え又は自宅等で申告した確定申告書の控えに「受信通知(所得額の記載あり)」を添付したもの
- 確定申告書の控えに加え、税理士(会計士)が代わりに電子申告した場合は税理士(会計士)からの電子申告完了報告書、又は、納税証明書(その1)
- 税理士の記名のある確定申告書
- 申告書等情報取得サービスまたは保有個人情報の開示請求により取得した確定申告書

※ 令和7年1月から、申告書等(税務署に提出される全ての文書)への控えに収受日付印の押なつを中止しています。

※ 申告書等の添付がない場合も申請を受け付けますが、内容の確認等に時間を要するため、支給までに通常より時間を要しますのでご注意ください。

提出方法

郵送による申請	申請書と必要書類を封筒に入れて下記提出先へ提出してください。 ※郵送料は申請者負担となります。
窓口での申請	申請書と必要書類を封筒に入れ、封をした上で下記窓口へ提出してください。 ※書類に不備がある場合、受付できない場合があります

提出先

総社商工会議所会員の方

総社商工会議所会員の方は、総社商工会議所へ提出してください。

〒719-1131 総社市中央六丁目9-108
総社商工会議所 TEL:0866-92-1122

総社吉備路商工会会員の方

総社吉備路商工会会員の方は、総社吉備路商工会へ提出してください。

〒719-1162 総社市岡谷160
総社吉備路商工会 本部 TEL:0866-93-8000

〒719-1172 総社市清音軽部1135-2
総社吉備路商工会 清音支所 TEL:0866-93-1879

〒719-1311 総社市美袋1924-2
総社吉備路商工会 昭和支所 TEL:0866-99-1116

上記以外の方

総社市役所へ提出（郵送可）してください。

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号
総社市重点支援交付金対策室 TEL:0866-92-8246

窓口による提出の場合は、申請書類一式を封筒に入れ、封をした上で市役所1階総合案内前に設置の受付BOXに投函または、6階重点支援交付金対策室へ提出してください。
また、市役所宿直にも提出できます。

